資料３－３

自主的な活動の促進にかかる都道府県条例・規則について

（検索方法）

・　各都道府県の例規集より検索

（検索結果）

北海道	**北海道環境基本条例** 第２章　良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造に関する基本的施策 （民間団体等の自発的な活動の促進） 第 22 条　道は、事業者、道民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な支援を行うものとする。 （事業者の環境管理の促進） 第 26 条　道は、事業者が、その事業活動を行うに当たり、その事業活動が環境に配慮したものとなるよう自主的な管理を行うことを促進するため、助言その他の必要な支援の措置を講ずるものとする。
青森県	**青森県環境の保全及び創造に関する基本条例** 第二章　環境の保全及び創造に関する基本的施策 　第三節　環境の保全及び創造のための施策等 (民間団体等の自発的な活動の促進) 第二十条　県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
岩手県	**岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例** 第３章　環境の保全及び創造に関する施策等 　第１節　環境の保全及び創造に関する施策 （県民等の自発的な活動の促進） 第 21 条　県は、県民、事業者又はこれらの者が組織する民間団体が自発的に行う環境保全活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
秋田県	**秋田県環境基本条例** 第二章　環境の保全に関する基本的施策 　第三節　環境の保全のための施策等 (自発的な活動の促進) 第十六条　県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。
山形県	**山形県環境基本条例** 第２章　環境の保全及び創造に関する基本的施策等 （民間団体等の環境保全活動の促進及び支援） 第 31 条　県は、民間団体等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、支援、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。 ２　県は、事業者が行う環境管理（事業者が、その事業活動の実施に当たって、自主的に環境の保全及び創造に関する方針及び目標を定め、その方針及び目標を達成するための計画を策定して実施し、その実施状況を点検して必要な是正の措置を講じ、並びにこれらについて客観的な監査を行う一連の取組をいう。）について、その普及及び事業者への支援等に努めるものとする。

宮城県	**環境基本条例** 第三章　良好な環境の保全及び創造を推進するための施策 (良好な環境の保全及び創造に関する活動の促進) 第十九条　県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う良好な環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
福島県	**福島県環境基本条例** 第三章　環境の保全のための基本的施策 (民間団体等の自発的な活動の促進) 第二十一条　県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動、環境美化に関する活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう、指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。
茨城県	**茨城県環境基本条例** 第 2 章　環境の保全及び創造に関する基本的施策 　第 2 節　県が講ずる環境の保全及び創造のための施策等 (民間団体等の自発的な活動の促進) 第 22 条　県は，事業者，県民又はこれらの者で構成する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う自然環境の保全，公害の防止，地球環境保全その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように，必要な措置を講ずるものとする。
栃木県	**栃木県環境基本条例** 第二章　環境の保全に関する基本的施策 　第三節　環境の保全に関する施策 (県民等の自発的な活動の促進) 第十九条　県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「県民等」という。)が自発的に行う緑化活動、資源の循環的な利用に資する活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。
群馬県	**群馬県環境基本条例** 第二章　良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策 （自発的活動を促進するための措置） 第十九条　県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の良好な環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。
埼玉県	**埼玉県環境基本条例** 第二章　環境の保全及び創造に関する基本的施策等 　第三節　県が講ずる環境の保全及び創造のための施策等 （民間団体等の環境保全活動の促進） 第十八条　県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。
千葉県	**千葉県環境基本条例** 第二章　環境の保全に関する基本的施策等 （民間団体等の自発的な活動を促進するための措置） 第十九条　県は、県民、事業者又はこれらの者の構成する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動を促進するため、必要な支援措置を講ずるものとする。

東京都	**東京都環境基本条例** 第二章　環境の保全に関する基本的施策 (都民等の自発的な活動の促進) 第十九条　都は、前条に定めるもののほか、都民、事業者又はこれらの者で構成する民間の団体による自発的な環境の保全に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
神奈川県	**神奈川県環境基本条例** 第２章　環境の保全及び創造に関する基本的施策 　第２節　環境の保全及び創造を推進するための施策 （県民等の自発的な活動の促進） 第 12 条　県は、県民等が自発的に行う自然環境の保全に関する活動、緑化活動、美化活動、資源の再利用に関する活動、地球環境保全に資する活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するために必要な措置を講ずるものとする。
新潟県	**新潟県環境基本条例** 第 2 章　環境の保全に関する基本的施策 　第 4 節　環境教育の推進等による県民等の自主的な環境保全活動の促進 (民間団体等の環境保全活動の促進) 第 20 条　県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。 2　県は､事業者が事業活動に係る環境への負荷の低減を図るために行う自主的な環境保全に関する方針の策定、体制の整備等からなる環境管理の実施が促進されるように努めるものとする。
富山県	**富山県環境基本条例** 第 3 章　環境の保全及び創造を推進するための施策 (事業者の行う環境の保全のための活動の促進等) 第 22 条　県は、事業者が、その事業活動に伴う環境への負荷の低減及び環境の保全に関し、必要な体制の整備を行い、並びに自ら目標を定め、実行し、及びその実行状況を評価することの普及を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。 (環境への負荷の低減に資する事業活動の促進) 第 23 条　県は、環境への負荷の低減に資する装置、製品、役務又は技術を開発し、又は供給する事業活動を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。 (民間団体等の自発的な活動の促進) 第 25 条　県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体(次条において「民間団体等」という。)が自発的に行う県土美化活動、緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、その活動の支援に関し中核となる団体の育成、知識の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。
石川県	なし

福井県	**福井県環境基本条例** 第二章　環境の保全に関する基本的施策 　第一節　県が講ずる環境の保全のための施策等 (民間団体等の自発的活動の促進) 第十七条　県は、県民、事業者またはこれらの者で組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。
山梨県	**山梨県環境基本条例** 第二章　環境の保全及び創造に関する基本的施策 　第三節　環境の保全及び創造を推進するための施策 (県民等の自発的な活動の促進) 第十三条　県は、県民、事業者及びこれらの者が組織する民間の団体(以下「県民等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。
長野県	**長野県環境基本条例** 第２章　環境の保全に関する基本的施策 　第２節　環境の保全に関する施策 （民間団体等の自発的な活動の促進） 第 18 条　県は、県民、事業者又はこれらの者の構成する民間の団体（第 23 条において「民間団体等」という。）が地域において自発的に行う環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。
岐阜県	**岐阜県環境基本条例** 第二章　豊かで快適な環境の保全及び創出に関する基本的施策 （自発的な活動の促進） 第二十三条　県は、県民、事業者又はこれらの者で構成する団体（以下「県民等」という。）による県土を魅力あるものとするための活動その他豊かで快適な環境の保全及び創出のための自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。 <u>２　県は、豊かで快適な環境の保全及び創出のための活動に関し、顕著な功績があった県民等を顕彰するものとする。</u>
静岡県	**静岡県環境基本条例** 第 2 章　環境の保全及び創造に関する基本的施策 (民間団体等の自発的な活動の促進) 第 17 条　県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体(次条において「民間団体等」という。)が自発的に行う生活排水の浄化、再生資源に係る回収、地域の緑化、希少野生動植物の保護その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。
愛知県	**愛知県環境基本条例** 第二章　環境の保全に関する基本的施策 　第三節　環境の保全のための施策等 （自発的な活動の促進） 第十六条　県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

三重県	**三重県環境基本条例** 第二章　環境の保全に関する基本的施策 （自発的な活動の促進） 第十八条　県は、事業者、県民又はこれらの者で構成する民間の団体（以下「民間団体」という。）が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。 **三重県生活環境の保全に関する条例** 第二章　事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減 　第一節　自主的な環境保全活動の推進 （事業活動を行う者の環境保全活動） 第五条　事業活動を行う者は、自主的に環境への負荷を継続的に低減するためのシステムを構築すること等により、事業活動における環境への負荷の低減に努めなければならない。 （県民の環境保全活動） 第六条　県民は、廃棄物の排出の抑制、環境に配慮した製品の購入等自主的に生活様式を見直し、日常生活における環境への負荷の低減に努めなければならない。 （県の施策） 第七条　県は、事業活動を行う者及び県民の自主的な環境保全活動の推進を図るため、必要な施策を講ずるものとする。
大阪府	**大阪府環境基本条例** 第二章　豊かな環境の保全及び創造に関する基本的施策 　第四節　豊かな環境の保全及び創造を推進するための施策 (自主的な活動の支援) 第十五条　府は、事業者、府民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)の豊かな環境の保全及び創造に資する自主的な活動を促進するため、技術的な指導又は助言その他の必要な支援の措置を講ずるものとする。
兵庫県	**環境の保全と創造に関する条例** 第２章　環境適合型社会の形成 　第２節　環境適合型社会の形成のための基本的施策等 （事業者等の自発的な活動の促進） 第 10 条　県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体の自発的な環境の保全と創造に関する活動を促進するために必要な措置を講ずるものとする。
和歌山県	**和歌山県環境基本条例** 第 2 章　環境の保全に関する基本的施策 　第 3 節　環境の保全のための施策等 (自発的な活動の促進) 第 21 条　県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体(第 23 条において「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

京都府	**京都府環境を守り育てる条例** 第２章　環境の保全及び創造に関する基本的施策等 　第２節　環境の保全及び創造に係る共通的基盤的施策の推進 （民間団体等の自発的な活動の促進） 第 12 条　府は、事業者、府民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるようにするため、必要な措置を講じるものとする。 第３章　生活環境の保全等 　第５節　事業者による自主的な環境管理の推進 （特定事業所設置者等による環境管理の推進） 第 61 条　特定工場の設置者及び規則で定める事業所の設置者（以下「特定事業所設置者」という。）は、その事業の実施に当たって自主的に環境の保全及び創造に関する方針及び目標を定め、その方針及び目標を達成するための計画を策定して実施し、その実施状況を点検して必要な見直しを行う一連の取組（以下「環境管理」という。）を推進しなければならない。 ２　知事は、環境管理の実施を推進するため、指針を定めるものとする。 ３　特定事業所設置者以外の事業者は、環境管理の推進に努めるものとする。 （環境管理総括者の設置） 第 62 条　特定事業所設置者は、環境管理を円滑に推進するため、規則で定めるところにより、環境管理を総括する者（以下「環境管理総括者」という。）を選任しなければならない。 ２　前項の規定により環境管理総括者を選任した者は、選任の日から 30 日以内に、その氏名を知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。 **京都府環境を守り育てる条例施行規則** （環境管理を推進するべき事業所） 第 22 条　条例第 61 条第１項の規則で定める事業所は、常時使用する従業員の数が 300 人を超える事業所とする。 （環境管理総括者の設置） 第 23 条　条例第 62 条第１項の環境管理総括者は、事業所ごとに、役員等で環境の保全及び創造に関する方針及び目標を策定し、変更することができるものから選任しなければならない。 ２　条例第 62 条第２項の規定による届出は、別記第 16 号様式による届出書によってしなければならない。
奈良県	**奈良県環境基本条例** 第二章　環境の保全及び創造に関する基本的施策 　第三節　環境の保全及び創造のための施策等 (民間団体等の自発的な活動の促進) 第二十一条　県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体(次条において「民間団体等」という。)が自発的に行う環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、技術的助言等の必要な措置を講ずるものとする。

滋賀県	**滋賀県環境基本条例** 第２章　環境の保全に関する基本的施策 　第３節　県民等による環境の保全のための行動を促進する施策 （環境の保全に関するボランティア活動等の促進） 第 15 条　県は、県民、事業者またはこれらの者の組織する民間の団体（以下「県民等」という。）による自発的な河川等の水質浄化活動、野生生物の保護活動、緑化活動、環境美化活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう、基金の設置、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
岡山県	**岡山県環境基本条例** 第二章　環境の保全に関する基本的施策 　第三節　県が講ずる環境の保全のための施策等 (民間団体等の自発的な活動を促進するための措置) 第十九条　県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体(次条において「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。
広島県	**広島県環境基本条例** 第二章　環境の保全に関する基本的施策 （民間団体等の自発的な活動の促進） 第十七条　県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、技術的な指導又は助言その他の必要な支援の措置を講ずるものとする。
島根県	なし
鳥取県	**鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例** 第 2 章　環境の保全及び創造に関する基本的施策 (民間団体等の自発的活動の促進) 第 20 条　県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。
山口県	**山口県環境基本条例** 第二章　環境の保全に関する基本的施策 　第二節　環境の保全のための施策 (民間団体等の自発的な活動の促進) 第二十条　県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

徳島県	**徳島県環境基本条例** 第二章　環境の保全及び創造に関する基本的施策 　第三節　環境の保全及び創造のための施策等 (事業者が行う環境管理の促進等) 第二十条　県は、事業者がその事業活動に係る環境への負荷の低減を図るために自主的に行う環境の保全に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成及び実施、体制の整備並びにこれらの監査の実施等からなる環境管理が促進されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。 2　県は、前項の環境管理を行うように努めるものとする。 (県民等の自発的な活動の促進等) 第二十二条　県は、県民等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。 2　県は、市町村及び県民等と連携した環境の保全及び創造に関する活動を推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。
香川県	香川県環境基本条例 第２章　環境の保全に関する基本的施策 　第２節　環境の保全のための施策等 （民間団体等の自発的な活動を促進するための措置） 第 18 条　県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、環境美化に関する活動、生活排水の浄化に関する活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。
愛媛県	なし
高知県	**高知県環境基本条例** 第 2 章　環境の保全及び創造に関する基本的施策 　第 2 節　県が講ずる環境の保全及び創造のための施策等 (民間団体等の自発的な活動の促進) 第 24 条　県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。
福岡県	なし
佐賀県	**佐賀県環境基本条例** 第二章　環境の保全に関する基本的施策 　第四節　県が講ずる環境の保全のための施策等 (県民等の自発的な活動を促進するための措置) 第二十条　県は、県民等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

長崎県	**長崎県環境基本条例** 第２章　環境の保全を推進するための基本的施策 　第２節　環境の保全に関する施策等 （県民等の自発的活動の促進） 第 20 条　県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「県民等」という。）が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。
熊本県	**熊本県環境基本条例** 第 2 章　施策の基本 (自主的活動の促進等) 第 10 条　県は、快適な環境の創造に係る活動を積極的に行うものに対し、その自主的活動を促進するため、必要な指導、助言等の支援を行うものとする。 2　県は、快適な環境の創造に係る活動に顕著な功績のあった団体及び個人の表彰に努めるものとする。
大分県	**大分県環境基本条例** 第二章　環境の保全に関する基本的施策 　第三節　環境の保全に関する施策等 (民間団体等の自発的な活動を促進するための措置) 第十八条　県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。 (環境管理の普及) 第二十条　県は、事業活動による環境への負荷の低減を図るために事業者が行う環境の保全に関する方針の策定、目標の設定及び計画の作成、その計画の実施及び実施体制の整備並びにこれらの実行状況の点検等からなる環境管理について、その普及に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。
宮崎県	**宮崎県環境基本条例** 第２章　環境の保全に関する基本的施策 　第２節　環境の保全のための施策等 （県民等の自発的な活動の促進） 第 19 条　県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動、河川浄化活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。
鹿児島県	**鹿児島県環境基本条例** 第 2 章　環境の保全及び形成に関する基本的施策 　第 3 節　環境の保全及び形成のための施策等 (環境学習等の推進及び自発的活動の促進) 第 14 条　県は，環境に関する学習及び教育の推進並びに環境に関する広報活動の充実により，事業者及び県民が環境の保全及び形成についての理解を深めるとともに環境の保全及び形成に関する活動が自発的かつ積極的に行われるようにするため，必要な措置を講ずるものとする。

沖 縄 県	**沖縄県環境基本条例** 第２章　環境の保全及び創造に関する基本施策 　第３節　環境の保全及び創造を推進するための施策 （県民等の自発的な活動の促進） 第 14 条　県は、県民等が自発的に行う自然環境の保全に関する活動、緑化活動、美化活動、資源の再利用に関する活動、地球環境保全に資する活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するために必要な措置を講ずるものとする。 （自主的な環境管理の推進等） 第 21 条　県は、事業者がその事業活動に際して、環境の保全及び創造に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成及び実施、体制の整備並びにこれらの監査の実施等からなる自主的な環境管理を行うことについて、その普及に努めるものとする。 ２　前項に定めるもののほか、県は、同項に定める自主的な環境管理の実施に自ら努めるものとする。